

食安検発第0625001号  
平成20年6月25日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部企画情報課  
検疫所業務管理室長  
(公印省略)

### ナイジェリア産ごまの種子の取扱いについて

ごまの種子については、食品衛生法施行規則第32条第4項の規定に基づき、いわゆる計画輸入制度の対象食品として取り扱っているところですが、今般、ナイジェリア産ごまの種子については、輸入時のモニタリング検査においてアフラトキシンが検出されたことから、「食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について」（平成20年6月20日付け食安輸発第0620001号）により、ナイジェリア産ごまの種子及びその加工品（ごまの種子を主要原料にするものに限る。）についてアフラトキシンの検査命令を行うこととされたところです。

については、ナイジェリア産ごまの種子については、食品衛生法施行規則第32条第4項ただし書に該当する事例と考えられるので、各検疫所におかれては昭和61年3月31日付け衛検第91号の第3の4（2）に従い当該事案について公示するとともに、輸入計画を記載した輸入届出書を受け付けた検疫所にあつては、輸入者あて同通知別記様式第3号により通知するようお願いいたします。